

埼玉県ふるさと
創造資金

埼玉県のマスコット「コバトン」

子どもと創る 子どもにやさしいまちづくり

権利

条例

子どもの
権利

条約

まちづくり



三芳町

「子どもの権利」とは？

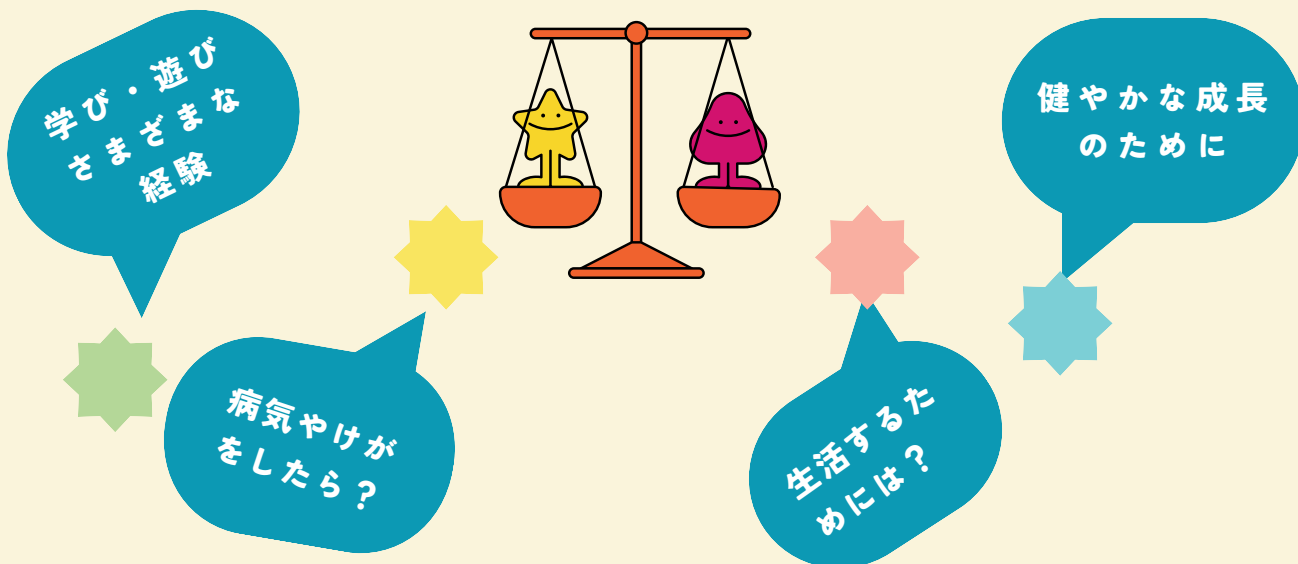


生まれた時からすべての人に「人権」つまり、「人として幸せに生きるために必要な権利」があります。

この世界に暮らす全ての子どもたちが、幸せに暮らしてほしいということは、世界共通の願いです。世界の子どもの命と健やかな成長を守るために、1989年、国際連合のすべての国が賛成して、「児童の権利に関する条約」（以下、「子どもの権利条約」という。）が成立しました。1994年に日本もこの条約に批准し、2024年末時点で、196の国と地域がこの条約に入っています。

「子どもの権利条約」では、18歳未満の子どもを**権利をもつ主体**と位置付けており、それを守る義務の担い手は大人です。子どもの権利は人権と同じ意味で、義務と引き換えに与えられるものではなく、また、何かをしなければ取り上げられるものではありません。

子どもには、大人と同じ権利だけでは十分？



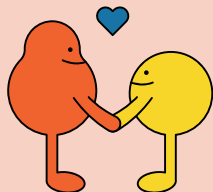
子どもならではの「権利」とは？



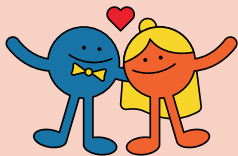
成長の途中にあり、弱い立場にある子どもたちには、保護や配慮の必要な面もあるため、**子どもならではの権利**も定めています。

「子どもの権利条約」は、前文と第54の条文で構成されています。困難な状況にある子どもたちの権利を擁護する内容はもちろん、すべてのこどもが健やかに育つために必要な権利を規定しています。

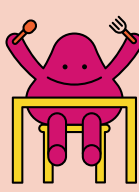
【子どもの権利条約の一例】



第2条
差別の禁止



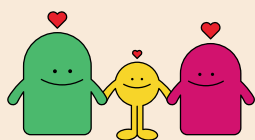
第3条
子どもにとって
もっともよいことを



第6条
生きる権利
育つ権利



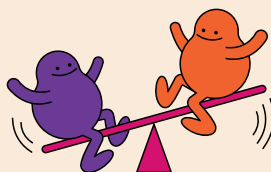
第12条
意見を表す権利



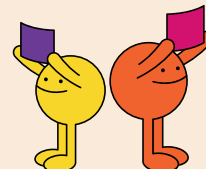
第19条
暴力からの保護



第24条
健康で過ごすために



第31条
休み・遊び
体験する権利



第42条
子どもの権利を知る
権利

「子どもの権利条約」の4つの「一般原則」

「差別の禁止」・「子どもの最善の利益」・「生命、生存及び発達に対する権利」・「子どもの意見の尊重」の4つの一般原則は、条文にあるとともに、この一般原則を基礎に、条約全体が効果的に実施されていくことが、期待されています。

三芳町子どもの権利に関する条例



三芳町は、子どもの権利条約の理念に基づき、令和6年12月13日に「三芳町こどもの権利に関する条例」を制定しました。

子どもに対して大人たちの「約束」となる「条例」となっています。

条約を結ぶことは国の役割ですが、子どもが実際に生活している場は地域社会です。子どもは、家庭・学校・地域のあらゆる場面において、大人との関係性の中で生きています。大人は、つい、子どもを保護の対象と考え、「まだ子どもだから」あるいは「こうした方がよい」「こうしなさい」など、子どもであることを理由に行動を制限したり、行動を管理しがちです。子どもの権利では、「育つ権利」が制限されている状態にありました。この「育つ権利」を支えるのが、「意見を表す権利＝子どもの意見の尊重」です。子どもは、大人の見解を押し付けられるのではなく、自らの見解を表し、その見解が十分に考慮される体験を通じて、対話と納得を繰り返しながら、主体的に考え行動する力を育てていきます。

子どもの意見を聴き、子どもの幸せを考えたまちづくりへ

子どもたちの小さな一つの声に耳を傾け、声と声を紡ぎあげていくその先に「誰一人取り残されない幸せ（well-being）なまち」が拓けると考えています。

子どもの権利



子どもにやさしい
まちづくり

三芳町子どもの権利に関する条例の構成

三芳町子どもの権利に関する条例 →



| | |
|--|---|
| 前文 | |
| 第1章 総則 | 第1条 目的 第2条 定義 |
| 第2章 子どもの大切な権利 | 第3条 守られる子どもの大切な権利 (1) 命が守られ成長できること (2) 差別のないこと (3) 子どもにとって最もよいこと (4) 子どもの意見の尊重 |
| 第3章 子どもの権利を保障 するために大人がしな なければならないこと | 第4条 共通の役割 第5条 町の役割 第6条 保護者の役割 第7条 地域住民の役割 第8条 育ち学ぶ施設の関係者の役割 第9条 事業者の役割 |
| 第4章 子どもにやさしい まちづくりの推進 | 第10条 子どもの権利の普及・啓発 第11条 子どもの居場所づくりの推進 第12条 意見表明及び参画の促進 第13条 子どもの安全の確保 第14条 権利の侵害からの相談と救済 第15条 保護者への支援 |
| 第5章 施策の推進 | 第16条 計画の策定及び検証 第17条 推進体制 |
| 附則 | (施行期日) |

前文

三芳町は、平地林に代表される美しい自然、悠久の歴史、受け継がれてきた多くの文化を守り伝えてきました。これからも、先人たちが拓き、守り伝えてきたものを三芳町の未来を担う子どもたちにつなげていくとともに、子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるような、子どもにやさしいまちであってほしいと願っています。そうした子どもにやさしいまちは、三芳町に暮らす人や訪れる人、三芳町と様々な関係する人にとっても、やさしいまちへとつながっていきます。

世界に目を転じると、これからを生きる子どもたちには、三芳町の自然・歴史・文化に誇りをもちながら、地球市民として世界を広く見渡し、異なる文化や価値観を理解し、持続可能な未来のために考え行動する力が必要とされています。そのような世界を知る機会を創出することは、子どもたちの中に広く人権や多様性を尊重する意識を育むだけでなく、世界の人々と共に平和を希求し歩むことのできる、持続可能な社会の創り手としての成長にもつながっていきます。

子どもは、権利の主体であり、一人の人間としてその権利が保障され、大人は、子どもの権利を守る義務の担い手として、子どもが安心して暮らし、豊かに成長することを保障し、子どもの声を聴き、子どもと共に育ち合う環境づくりを進めることが必要です。「三芳町子どもの権利に関する条例」は、平成元年（1989）11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、誰一人取り残されることなく、子どもが幸せに暮らすことができる子どもにやさしいまちの実現に向けて、大人が子どもに約束する条例として制定します。

【解説】

◎前文として条例の基本的な考え方や町の想いを表しています。

- 「三芳町子どもの権利に関する条例」は、「子どもの権利条約」の理念に基づき、子どもにとっての最善の利益が尊重され、子どもが幸せに暮らすことができるまちの実現に向けて、大人が子どもと約束する条例としての姿勢を表しています。
- 子どもは「大人から守られる存在」だけでなく、大人と同様に一人の人間として人権（権利）を持っています。
- 大人は子どもの権利を守る義務の担い手として、子どもが安心して暮らし、豊かに成長することを保障します。
- 町は、特徴的な自然や歴史、文化を大切にしてきました。そうした自然・歴史・文化を大切にするとともに、未来を担う子どもたちが将来に夢と希望をもって成長していけるよう、子どもにやさしいまちをめざします。
- 子どもにやさしいまちとは、「子どもの権利条約」の理念に基づき、条約の一般原則が子どもに保障されていることを基本とし、条約を自治体の条例や政策等に位置付けているまちと考えます。条例の理念に基づき、こども政策を推進し、子どもが身体的・精神的・社会的に良い状態（well-being）で過ごすことができるまちをめざします。



子どもまちづくり会議の意見

「町のみどりを守る」：町はみどりや自然が代表的なイメージ、その緑を守ってほしい

「ウェルビーイングなまち」：「世界のことを取り入れ、より良い三芳町をつくる」

三芳町子どもの権利に関する条例 にて大切していること

子どもの権利に関する条例 逐条解説➡



命が守られ成長できること

子どもは、その命が守れ、愛情をもってはぐくまれ、成長や発達が最大限保障される。

【解説】「命を守られ成長できること」は、「子どもの権利条約」第6条の条文にもあり、すべての子どもは生きる権利・育つ権利をもっています。必要な医療を受け、健康的な生活及び社会環境が確保されることを表しています。



差別のないこと

子どもは、生まれ育った環境、状況、人種、国籍、宗教、性自認、障がいの有無等に関わらず、いかなる差別も受けない。

【解説】「差別のないこと」は、「子どもの権利条約」第2条の条文にもあり、すべての子どもは国、性、言葉、宗教、経済的な格差、保護者との関係などその他あらゆる理由によって差別することを禁止しています。

三芳町子どもの権利に関する条例 にて大切していること



子どもにとって最もよいこと

子どもに関することを決定又は実施するときは、子どもにとって何が良いかを一番に考える。

【解説】「子どもにとって最もよいこと」は、「子どもの権利条約」第3条の条文にもあり、子どもに関係があることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければならないことを規定しています。



子どもの意見が尊重されること

子どもは、自らに影響を及ぼす全ての事項について自由に意見を表明することができ、かつ、その意見がその子どもの年齢、発達及び状況に応じて、十分に尊重される。

【解説】「子どもの意見の尊重」は、「子どもの権利条約」第12条にもあり、子どもは、自分に関係のあることについて自由に意見を表す権利を持っていることを示しています。また、その意見は、子どもの年齢、成長や発達、その子どもが置かれている状況等に応じて十分考慮されなければなりません。

ユニセフ日本型

「子どもにやさしいまちづくり事業」

子どもにやさしいまちづくり事業

CFCI=Child Friendly Cities Initiative



「子どもにやさしいまち」とは？

子どもの最善の利益を図るべく、子どもの権利条約に明記された子どもの権利を満たすために積極的に取り組む自治体のことです。



世界では...

約40か国（先進国・途上国）

3,000以上の自治体で展開

※2025年1月現在

日本では...

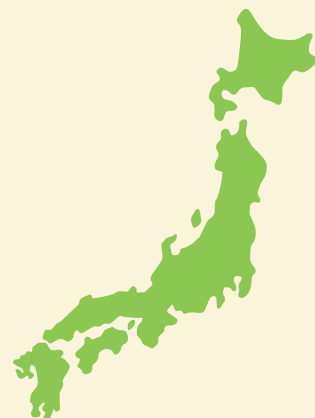
実践自治体 6 自治体

（北海道ニセコ町・安平町 / 宮城県富谷市 /
東京都町田市 / 愛知県豊田市 / 奈良県奈良市）

候補自治体 3 自治体

（埼玉県三芳町 / 静岡県磐田市 / 奈良県生駒市）

※2025年12月現在



三芳町 CFCI実践自治体への道のり



三芳町は、実践自治体への承認を目指して、子どもの権利に関する条例を理念とした、実効性のある施策として全庁挙げて取り組めます。

ユニセフ日本型

「子どもにやさしいまちづくり事業」

ユニセフ日本型子どもにやさしいまちは、以下の10の構成要素を基準として、評価を行います。

1. 子どもの参画
2. 子どもにやさしい法的枠組み
3. 都市全体に子どもの権利を保障する施策
4. 子どもの権利部門または調整機構
5. 子どもへの影響評価
6. 子どもに関する予算
7. 子どもの報告書の定期的発行
8. 子どもの権利の広報
9. 子どものための独自の活動

10. 当該自治体にとって特有の項目

※人口、産業形態、地理的状况など、自治体固有の課題や強みを考慮して設定した取り組みを推進していくこと

三芳町の構成要素10番目

地球市民意識の醸成とSDGsへの貢献



子どもたちの数々の体験と出会いと感動の中から未来が拓け、新人生の一步が始まります。



国際交流



共生社会



自然とのふれあい

三芳町

子どもにやさしいまちづくり宣言

三芳町は、国際連合総会において採択された「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を尊重し、誰一人取り残されることなく、子どもが幸せに暮らすことができるまちの実現に向けて、子どもの権利を保障した「子どもにやさしいまちづくり」の推進を宣言します。



1. 子どもの声を大切にします

子どもが自由に意見を言える場所を設けて、大人だけでなく子どもの意見を聞き、一緒に未来をつくります。

2. 子どもの笑顔と夢を守ります

子どもが自分のやりたいことに挑戦し、学びや遊びを楽しみ、毎日笑顔でいられるまちづくりを進めます。

3. 安心できる居場所を増やします

家や学校だけでなく、一人ひとりが落ち着ける居場所や遊べる場所をつくり、安心してすごせる環境を整えます。

4. 誰でも相談できる人と場所をつくります

困ったときに子どもが安心して相談できるように、信頼できる人や相談できる場所をつくります。

5. 安全で過ごしやすいまちにします

歩道や道路の整備、災害への備え、公園やまちの環境美化により、安全で過ごしやすいまちにします。

6. 子育てをみんなで支えます

保護者が安心して子育てできるよう、仲良く助け合いながら、町全体で子育てしやすいまちをつくります。



この宣言文は、小学5年生から中学3年生が参加している「令和7年度 子どもまちづくり会議」のメンバーと一緒に考えました。



令和8年3月発行
編集・発行/三芳町こども支援課
〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100-1